

調布都市計画道路事業3・4・16号和泉多摩川藤塚線の事業認可取得について

1. 概 要

調布都市計画道路事業3・4・16号和泉多摩川藤塚線は、東京都・特別区・26市2町で進めている「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」において市施行の優先整備路線に位置付けられており、令和3年3月12日に事業認可の告示がされました。

2. 事業内容

調布都市計画道路事業3・4・16号和泉多摩川藤塚線

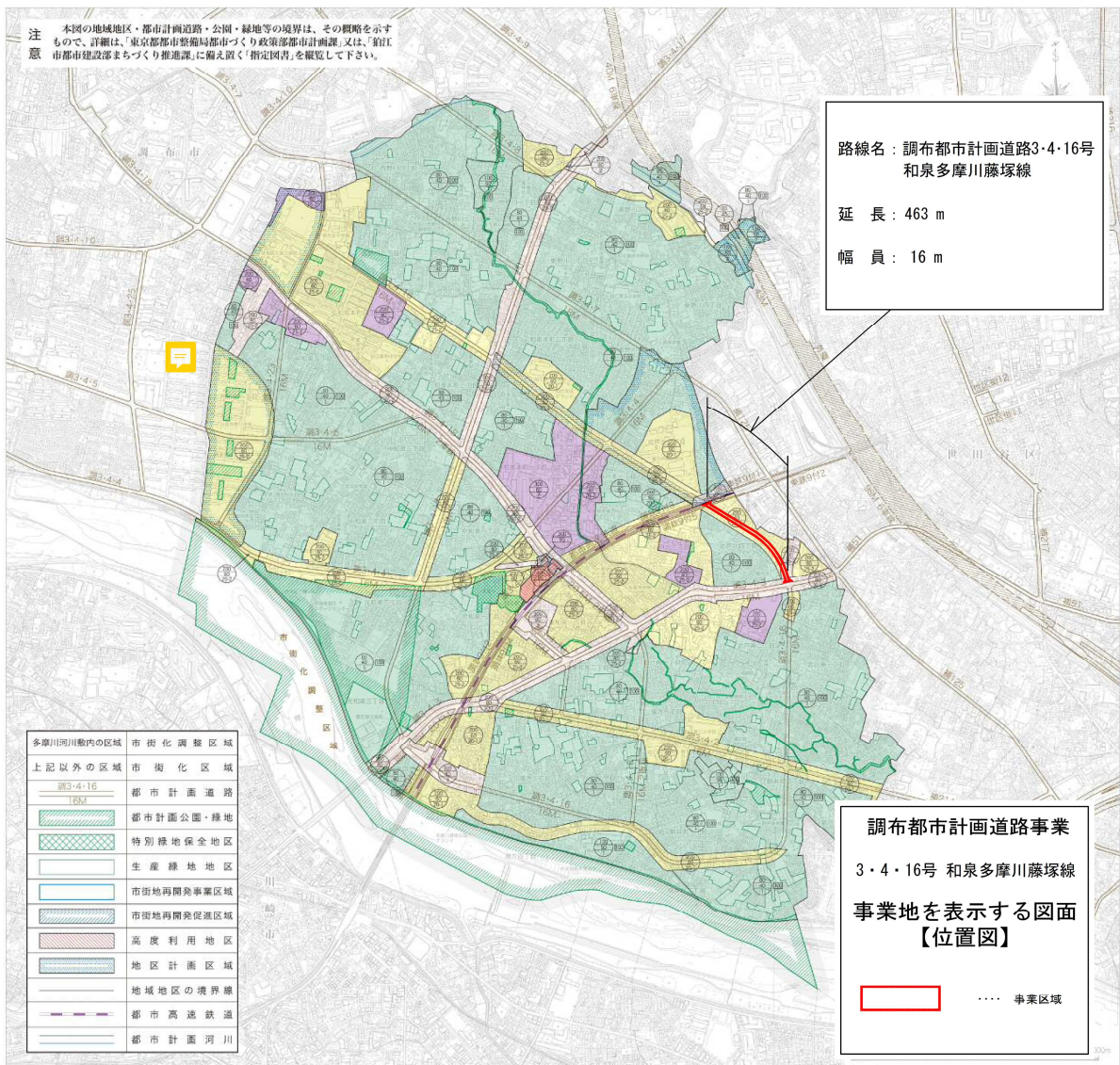
施行者：狛江市

事業地：狛江市岩戸北四丁目地内

延長：463m

幅員：16m

事業施行期間：令和3年3月12日～令和9年3月31日



東京都公報

発行 東京都

目次

- 不健全図書類の指定……………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)……………一
- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………四
- 告 示(公)……………
- 警備員等の検定の実施(二件)……………五
- 警備員指導教育責任者講習の実施(五件)……………六
- 告 示(内水漁管)……………
- 東京都の区域におけるコイの放流、持ち出し等の制限……………三
- 告 示(交)……………
- 昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部改正……………三
- 東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………四

公 告

- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………
- …(下水道局)……………五
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定(二件)……………
- …(同)……………五

正 誤

- 令和三年三月三日付東京都告示第二百四号……………六
- 令和三年三月三日付東京都告示第二百五号……………六

告 示

●東京都告示第二百六十二号
 東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和三年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三一七	雑誌	【YKコミックス】 K keiko 五〇〇五九一〇七 株式会社少年画報社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四三一八	書籍	エクレーa c o m i c	同右

eclair
 センバイ、いっかいだ
 け!
 株式会社MUGENU
 P

●東京都告示第二百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき調布都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 狛江市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画道路事業三・四・十六号和泉多摩川藤塚線
 - 三 事業施行期間 令和三年三月十二日から令和九年三月三十一日まで
 - 四 事業地 狛江市岩戸北四丁目地内
- 収用の部分
使用の部分
なし

●東京都告示第二百六十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月十二日